

【事例5】

〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇 殿

起 業 者

〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地

〇〇町長 〇〇 〇〇

## 事業認定申請書

土地収用法第16条の規定により、下記のとおり事業の認定を受けたいので、申請いたします。

### 記

1. 起業者の名称 〇〇町
2. 事業の種類 〇〇広場（仮称）整備事業
3. 起 業 地
  - (1) 収用の部分 〇〇〇〇県〇〇〇〇郡〇〇〇〇町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内
  - (2) 使用の部分 〇〇〇〇県〇〇〇〇郡〇〇〇〇町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内

## 【事例5】

### 4. 事業の認定を申請する理由

〇〇県〇〇郡〇〇町は、〇〇県北部にあたる〇〇地域のほぼ中央に位置している。東は〇〇を隔てて〇〇村に、北と北西部は〇〇町と〇〇市に、西は〇〇丘陵を隔てて〇〇町に隣接しており、南は〇〇町に連なっている。

また、町の中央を南北に〇〇川が貫流し、周囲を丘陵に囲まれた盆地となっている。

面積は、東西3.6km、南北7.2kmの14.24㎢で、総人口は5,336人、世帯数2,491戸（住民基本台帳人口移動報告（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在））を有する農業が主要産業の町である。

本町は、明治期以降、当時の主要産業であった〇〇産業により、発展を遂げ、日本の経済発展にも貢献してきた。

人口もピーク時の昭和〇〇年代中頃には8,940人に達していたが、〇〇産業の衰退とともに徐々に減少を続け、現在でも歯止めがかかっていない状況である。

現在までの本町の人口減少の要因は、〇〇産業に代わる主要産業が育成できなかったことによる、若年層の近隣都市圏への流出であり、現在では住民の高齢化とあいまって深刻な過疎化が進行している。

そのような状況を打破するため、本町では、平成〇〇年〇〇月に策定された「〇〇町人口ビジョン・〇〇町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において外部からの人口流入を促し、人口の増加を図るため、子育て世帯への支援と観光交流の促進を打ち出している。

本町においては、これまでも町営住宅の整備や高校生以下の子どもへの医療費の控除、近隣の大学と連携した「〇〇未来塾」の創設による教育環境の向上、〇〇や道の駅の整備等の魅力あるまちづくりに取り組んできたが、さらなる子育て環境と町の魅力の向上を図るため、幅広い年齢層の子どもが楽しく遊ぶことのできる施設が必要になっている。

今回事業認定を申請する〇〇広場（仮称）整備事業（以下、「本件事業」という。）は、小学校高学年の児童・生徒が遊べる場所が少ない本町に、スカイサイクルやローラー滑り台など高学年の子どもたちが楽しく、元気に遊ぶことのできる遊具を設置した公園を整備するものであり、土地収用法第3条第32号に該当するものである。

また、本件事業の起業地については、「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」の近接地を活用することにより、事業効果と公益性を最大限に発揮できる最適地であると考えている。

なお、本件事業に必要な土地の面積は6,024㎡であり、平成〇〇年〇〇月から土地所有者〇〇名や地元関係者に対し、事業の公益性及び必要性について説明及び協議を重ね、関係者全員の理解を得ているところである。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、事業の円滑な進捗を図るため、あらかじめ事業の認定を申請するものである。

## 【事例5】

添付書類第1号

### 1 事業計画の概要

本町は、明治期以降、〇〇地域の他の市町村と同様に〇〇産業により経済発展を成し遂げてきた。

しかし、昭和30年代に〇〇から〇〇への〇〇転換がおり、主要産業である〇〇産業は衰退。ピーク時には8,940人(昭和〇〇年国勢調査結果)だった人口も現在は約5,300人にまで減少し、〇〇市や〇〇市等の都市圏への特に若年層の人口流出と住民の高齢化の進行による過疎化問題で苦しんでいる状況である。

このような状況を打破するため、平成〇〇年〇〇月に策定された「〇〇町人口ビジョン・〇〇町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において外部からの人口流入を促し、人口の増加を図るため、子育て世帯への支援と観光交流の促進を打ち出しており、随所で景観・施設整備を実施し、魅力あるまちづくりを推進してきた。

まず、平成〇〇年度より本町を縦断する主要道路である〇〇中央線の桜やもみじの植樹による景観整備や自然の中で遊び、静養できる〇〇公園の施設整備を実施してきた。

平成〇〇年度からは、住み手に誇りと愛着を与え、若者から高齢者まで幅広く定住の促進に繋がるように、町内の町営住宅について、死角を無くした建物配置、地域景観に合わせた和風デザインでの建築や段差の解消等バリアフリー対策を実施し、併せて地域コミュニティの核となる緑豊かな公園を設置するなど安心・安全な住環境の整備を行っている。

また平成〇〇年度には町内の産業振興と雇用促進、消費の喚起と観光地の創設を目的とした「道の駅〇〇〇〇」を開設し、現在まで累計6,811,027人(平成〇〇年〇〇月現在)が訪れている。

さらには、平成〇〇年度より、子育て支援と大規模な人口の増加を図るため、本町〇〇地区に新たに町営〇〇団地の新設工事に着手している。

本町は、これまで単なる他地域への通過点に過ぎなかったが、これらの景観・施設整備の実施により、他地域から注目を集める機会が増え、これらを目的に本町を訪れる観光客も増加している。

このような状況を踏まえて、本町では将来の人口の増加のため、若年層の移住定着を促進することが重要であると捉えており、更なる子育て環境の整備と景観・施設整備の実施が最優先であると考え、事業を実施していく方針である。

今回申請の〇〇広場(仮称)の整備事業はその一環であり、本町には現在、小学校低学年以下を対象にした比較的年齢の低い子ども向けの公園は多くあるが、高学年の児童・生徒が遊べる場所が少ないため、町内にスカイサイクル等の高学年向けの遊具を備える施設を整備することによって、より幅広い年齢層の子どもが自由に遊ぶことのできる場所を提供し、子育て環境を向上させ、将来の定住促進に繋げようとするのが主な目的である。

また、本件事業の起業地を「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」に近接した位置に整備することで、既存の施設と一体に利用することができ、観光的機能の向上や町外との交流人口の増加など相乗効果が見込まれることから、本件事業を計画したものである。

本件事業計画の概要は、次のとおりである。

## 【事例5】

### (1) 土地利用計画

施設名	面積 (㎡)	内 容
遊具	1258.9	サイクルモノレール L=190.0m H=3.5m~4.0m (道路上 34㎡・水路上 11.9㎡) ぐるぐるトンネル展望台 H=3.6m ローラースライダー L=30.0m
四阿	18	休憩所(2ヶ所) 3m×3m=9㎡ 2ヶ所
花壇	1,073	四季折々の花をゾーン配置する
緑地	2,824	
駐車場	896	駐車台数30台(普通車)
計	6069.9	

### (2) 建物利用計画

施設名	面積 (㎡)	内 容
休憩施設	18	四阿(ベンチ共):2ヶ所
計	18	

## 2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

## 3 事業に要する経費及びその財源

### (1) 経費

(単位:千円)

区分	〇〇年度	計
委託料	7,551	7,551
工事費	115,234	115,234
補償費	30,120	30,120
その他		
計	152,905	152,905

### (2) 財源

(単位:千円)

区分	〇〇年度	計
起債	152,905	152,905
計	152,905	152,905

・起債

21款) 地方債 1項) 町債 1目) 地方債

## 4 事業の施行を必要とする公益上の理由

## 【事例5】

本町においては主要産業であった〇〇産業の衰退以降、都市圏への特に若年層の人口の流出、住民の高齢化の進行により年々人口が減少し、深刻な過疎化に悩まされてきた。

現在、農業以外に特に主要産業がなく、将来の人口増加を見込むことが困難である本町にとって、若年層の人口流出をくい止め、さらに他地域から人口の流入を促すために、町内の景観や施設整備を実施することは、魅力あるまちづくりを推進するために不可欠なものであり、過疎化への有効な対応策である。

そのため、本町では〇〇中央線の桜やもみじの植樹による景観整備を始めとして、様々な景観・施設整備を行い住環境の向上に努めてきたところであるが、さらなる子育て環境と町の魅力の向上を図るために、「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」の近接地に、高学年の児童が遊べる施設を備えた公園の整備を実施するものである。

本件事業の完成によって、低学年から高学年までの幅広い年齢層の子どもに遊びの場を提供することができ、子育て世帯からの関心を高めることに繋がり、若年層の転出を抑制し、将来の本町への若年層の世帯の転入を促進することができる。

加えて、「道の駅〇〇〇〇」は現在、本町を代表する商業・観光のスポットであり、「〇〇夏祭り」をはじめとする町主催の様々なイベントの会場として、年間を通じて町内外の多くの人々が来場している状況であり、〇〇広場（仮称）を「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」に近接した位置に整備することにより、既存施設と一体的に利用することができ、別の場所に新たに子ども公園を新設するのに比べて他地域との交流の場としての役割の向上など相乗効果も期待できる。

また、「道の駅〇〇〇〇」は、メディアへの露出度も高く、来場者は近隣の観光スポットにも併せて訪れるケースが多いため、道の駅の知名度をさらに向上させることは本町のみならず、〇〇地域の活性化にもつながることである。

したがって、本件事業は将来にわたり定住促進に大いに効果があるなど、公益に資すること大なるものである。

なお、起業地には、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動物の生息及び植生は、確認されていない。「〇〇県レッドデータブック2000（改訂版）より」

また、〇〇町教育委員会との協議の結果、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地も存せず、特別な保全措置を要する文化財等も存在していない。

さらに、起業地には、農業振興地域農用地区域が含まれているが、農業振興地域整備計画の変更について、〇〇県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、本町の土地利用計画との整合性に問題はない。

## 【事例5】

- 5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

### (1) 事業に必要な土地の面積

#### ア 収用の部分

区分	面積 (㎡)	備考
田	6,024	民有地
計	6,024	

#### イ 使用の部分

区分	面積 (㎡)	備考
道路	34	町有地 (町道 ○○○○線)
水路	11.9	町有地 (水路)
計	45.9	

### (2) 起業地内に存する主な物件の数量

なし

### (3) これらを必要とする理由

上記の土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業を施行するために必要かつ最小限の用地である。

- 6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本件事業の起業地を選定するに当たっては、利用者の利便性を考慮し、次の点に留意したものである。

- (ア) 全住民が利用しやすいように本町の中心に位置し、交通の利便性が図られ、事業に必要な一団の土地が確保できること。
- (イ) 土砂災害等の危険性の少ない平坦地であること。
- (ウ) 「道の駅○○○○○広場」に近接し、既設の広場を有効活用できること。
- (エ) 事業費が低廉であり、経済的合理性が図られること。

## 【事例5】

### 〔第1案（申請案）〕 ○○町大字○○字○○地内

当該候補地は本町のおよそ中心に位置し、西側を本町の主要道路である町道○○中央○号線に面しており、国道○○号線にも近いので、交通の利便性が高いことに加え、事業に必要な一団の土地も確保することができる。

また、平坦地にあるため、災害の危険性も少なく、「道の駅○○○○○○広場」に近接し、広場を有効活用できるため、効率的な施設運営を図ることができる。

さらに、当該候補地には支障物件もないため、用地費等の事業費が安価で、経済的合理性が図れる。

### 〔第2案〕 ○○町大字○○字○○地内

当該候補地は本町のおよそ中心に位置し、事業に必要な一団の土地を確保することができるが、第1案と比較すると町道○○中央○号線からは少し外れており、当該候補地の周囲の道幅も狭いため交通の利便性はやや低い。

また、平坦地にあるため災害の危険性は少ないが、「道の駅○○○○○○広場」とは近接しておらず、効率的な施設運営を図れるとは言い難い。

さらに、当該候補地には民家が2棟存在していることから、移転補償費や解体を含む工事費が3案の中でもっとも高く、事業の経済的合理性に劣る。

### 〔第3案〕 ○○町大字○○字○○地内

当該候補地は本町のおよそ中心に位置し、事業に必要な一団の土地を確保することができるが、第1案と比較すると町道○○中央○号線からは少し外れており、当該候補地の周囲の道幅も狭いため交通の利便性はやや低い。

また、平坦地にあるため災害の危険性は少ないが、「道の駅○○○○○○広場」とは近接しておらず、効率的な施設運営を図れるとは言い難い。

さらに、当該候補地には民家が1棟存在していることから、移転補償費等の発生が見込まれ、第1案より事業の経済的合理性に劣る。

以上の3案について、社会的・技術的・経済的条件を比較検討した結果、第1案が最適と判断されるため、本件事業の起業地として選定したものであり、起業地を本件事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

【事例5】

〇〇広場（仮称）整備事業候補地の選定比較表

案		第1案（申請案）	第2案	第3案	
		区分	〇〇町大字〇〇字〇〇地内	〇〇町大字〇〇字〇〇地内	〇〇町大字〇〇字〇〇地内
面積	6069.9 m <sup>2</sup>	6,047 m <sup>2</sup>	6,325 m <sup>2</sup>		
現況	田	田・宅地	田・宅地		
法規制	農振農用地区域	農振農用地区域	農振農用地区域		
交通の利便性	〇〇バス停より50m	〇〇バス停より300m	〇〇バス停より400m		
	〇〇中央線に面しており、バス停も近く、また、「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」に近接している。	〇〇中央線やバス停からは少し離れており、「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」からも離れている。	〇〇中央線やバス停からは少し離れており、「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」からも離れている。		
地形状況	農道からは、約50cmと低い、そのまま整備が可能。	農道からは、約50cmと低い、そのまま整備が可能。	農道からは、約50cmと低い、そのまま整備が可能。		
支障物件の有無	なし	民家1戸	民家1戸		
経済性	用地取得の難易度	全体が農地（田）で、低価額での用地取得が容易。	民家があり、用地取得が難しい。	民家があり、用地取得が難しい。	
	特性	盛土も少量ですみ、そのままでの使用が可能。	盛土等は少量だが、建造物の取壊、処分等の費用がかかるため工事費が高くなる。	盛土等は少量だが、建造物の取壊、処分等の費用がかかるため工事費が高くなる。	
	事業費	用地費	30,120 千円	30,105 千円	31,625 千円
		移転補償費	0 千円	50,000 千円	30,000 千円
		測量設計費	7,551 千円	7,551 千円	7,551 千円
		工事費	115,234 千円	150,000 千円	120,000 千円
計		152,905 千円	237,656 千円	189,176 千円	
周辺観光資源施設の分布	豊富 道の駅〇〇〇〇、〇〇大社分神、〇〇焼建窯、〇〇古墳、〇〇運動公園、〇〇ハウス	豊富 道の駅〇〇〇〇、〇〇大社分神、〇〇焼建窯、〇〇古墳、〇〇運動公園、〇〇ハウス	豊富 道の駅〇〇〇〇、〇〇大社分神、〇〇焼建窯、〇〇古墳、〇〇運動公園、〇〇ハウス		
総合判断	最適	不適	不適		
	西側を〇〇中央〇号線に近接していることから、交通アクセスが良く、利便性が高い。また、既設の「道の駅〇〇〇〇〇〇広場」にも	周囲の道幅が狭く、利便性に劣る。宅地の用地取得及び物件の移転補償が生じることから、経済的に劣る。また、「道の駅〇〇〇〇〇〇	周囲の道幅が狭く、利便性に劣る。宅地の用地取得及び物件の移転補償が生じることから、経済的に劣る。また、「道の駅〇〇〇〇〇〇		

## 【事例5】

	近接しており、一体的な施設整備及び運営による相乗効果も期待できるため、効果的で経済的にも有利である。	広場」に近接しておらず、効率的な施設整備及び運営が図りがたい。	広場」に近接しておらず、効率的な施設整備及び運営が図りがたい。
--	--	---------------------------------	---------------------------------